平成２５年（フ）第８２号
大津市南志賀４丁目５番15号
債務者　髙須　啓子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉木　昌美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月29日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８４号
鹿児島県曽於郡大崎町岡別府792番地１、前住所鹿児島県肝属郡串良町岡崎1576番地
債務者　鳥越　重子（旧姓東窪）
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉崎　泰広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１５４６号
名古屋市瑞穂区牧町３丁目５番地の１
債務者　平野　智久
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６１４号
横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅11棟309号
債務者　小野寺好幸
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６１５号
東京都港区海岸３丁目３番12―510号
債務者　小野寺裕之
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８９７号
東京都練馬区中村南３丁目12番14号
債務者　深澤　五郎
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　史芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
青森県八戸市大字大久保字上町畑33番地32
債務者　庭　　吉長
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　弘晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
北海道旭川市緑が丘４条２丁目１番地　市住1843号
債務者　藤原　秀毅
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月27日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０２号
北海道旭川市緑が丘４条２丁目１番地　市住1843号
債務者　藤原さより
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月27日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８９号
福島県本宮市本宮字塩田入157番地
債務者　坂本美貴子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三瓶　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１５１３号
名古屋市中川区かの里１丁目3304番地　サンパレス202号
債務者　川井　明正
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午後１時25分
5　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８７号
愛知県一宮市萩原町高松字高松12番地
債務者　澤野　耕二
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　隆行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３１８号
愛知県高浜市呉竹町２丁目３番地３　呉竹寮202号、前住所愛知県碧南市長田町２丁目21番地
債務者　鳥居　正人
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１４号
愛知県稲沢市国府宮４丁目10番20号
債務者　荻山　元子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２１５号
愛知県稲沢市駅前２丁目27番３号　医療法人回精会稲沢老人保健施設第１憩の泉、住民票上の住所愛知県稲沢市国府宮４丁目10番20号
債務者　荻山　宗一
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４１号
島根県大田市仁摩町仁万461番地20
債務者　藤田　潤二
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第６７０号
埼玉県川口市末広１丁目24番９号
債務者　田上　秀高
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係